

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 3 月30日

【会社名】 エルナー株式会社

【英訳名】 ELNA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 山 崎 真 哉

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 8 番11号

【電話番号】 045-470-7253

【事務連絡者氏名】 取締役上席執行役員財務経理部長 安 藤 正 直

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 8 番11号

【電話番号】 045-470-7253

【事務連絡者氏名】 取締役上席執行役員財務経理部長 安 藤 正 直

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 5,000,060,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年2月26日付をもって提出した有価証券届出書および平成30年3月26日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成30年3月29日開催の定時株主総会において第三者割当による新規株式の発行に関する議案が承認されたこと、また、平成30年3月30日付で第82期(自平成29年1月1日至平成29年12月31日)有価証券報告書及び臨時報告書を提出したことに伴い、一部訂正すべき事項がありますので、当該事項を訂正するとともに、その他の記載事項の一部につき訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

3 発行条件に関する事項

発行価格の算定根拠及びその具体的内容

6 大規模な第三者割当の必要性

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

第三部 追完情報

1 事業等のリスクについて

2 資本金の増減

3 臨時報告書の提出

4 最近の業績の概要

第四部 組込情報

(添付書類の追加)

平成30年3月29日開催の定時株主総会議事録(妙本)

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<訂正前>

種類	発行数	内容
普通株式	76,924,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

(注) 1 本有価証券届出書に係る新株式発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)は、平成30年3月29日開催予定の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)特別決議において、本第三者割当増資についての議案の承認を得られることを条件として、平成30年2月26日(月)開催の取締役会において決議しております。なお、本定時株主総会特別決議は、会社法第206条の2第4項の定める株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

2 振替機関の名称及び住所

振替機関名称 株式会社証券保管振替機構
振替機関住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

<訂正後>

種類	発行数	内容
普通株式	76,924,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

(注) 1 本有価証券届出書に係る新株式発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)は、平成30年2月26日(月)開催の取締役会において決議し、平成30年3月29日開催の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)特別決議において承認されております。なお、本定時株主総会特別決議は、会社法第206条の2第4項の定める株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

2 振替機関の名称及び住所

振替機関名称 株式会社証券保管振替機構
振替機関住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

<訂正前>

a. 割当予定先の概要	名称	太陽誘電株式会社	
	本店の所在地	東京都中央区京橋2丁目7番19号	
	届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第76期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) 平成29年6月29日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第77期第1四半期 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日) 平成29年8月9日 関東財務局長に提出 事業年度第77期第2四半期 (自平成29年7月1日 至平成29年9月30日) 平成29年11月14日 関東財務局長に提出 事業年度第77期第3四半期 (自平成29年10月1日 至平成29年12月31日) 平成30年2月14日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	15,000,000株
	人事関係	社外取締役1名の派遣を受けている	
	資金関係	該当事項なし	
	技術又は取引等の関係	アルミ電解コンデンサ、電機二重層コンデンサなどの当社の製品を太陽誘電の販売網を利用して販売しております。	

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係は平成30年2月26日現在におけるものです。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、コンデンサ事業とプリント回路事業を営んでおります。コンデンサ事業は、安定した収益を継続的に計上しているものの、プリント回路事業におきましては、価格競争の激化、原材料価格の上昇や、海外工場における生産設備のトラブルなどから、営業赤字が継続しており、抜本的な収益改善が喫緊の課題となっております。こうしたプリント回路事業の不振を起因とする厳しい収益性からの脱却を目指し、平成30年3月29日定時株主総会において承認されることを条件に、平成30年2月22日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるエルナープリントドサーキット株式会社(以下、「EPC」という。)及びEPCの子会社であるELNA PCB (M) SDN. BHD.が営むプリント配線板の製造・販売事業(以下、「対象事業」という。)に関して、当社とGLOBAL BRANDS MANUFACTURE LIMITED(以下、「GBM」という。)との間で業務提携・協力関係を構築し、合併事業化することを目的として、合併事業の対象となる事業をEPCに集約するため、当社にて運営する対象事業の販売部門及び当社が保有・管理する滋賀不動産に関連する資産債務を、EPCに承継させる吸収分割(以下、「本会社分割」という。)、及びEPCが運営する白河工場に係る資産債務並びにエルナー松本株式会社における株式を、当社に承継させる吸収分割(以下、「本会社分割」といい、本会社分割、本会社分割を併せて「本組織再編」という。)を実施した後、EPCがGBMを引受先とする第三者割当増資(以下、「本子会社第三者割当増資」という。)を行うことを決議いたしました(詳細については、平成30年2月22日付けの「プリント配線板事業の合併事業化を目的としたグループ内の組織再編(子会社との吸収分割)及び連結子会社の異動を伴う子会社による第三者割当増資に関するお知らせ」及び「第三部 追完情報 3 臨時報告書の提出 (平成30年2月22日提出の臨時報告書)」を参照ください。)。本子会社第三者割当増資により、EPCは、当社の連結子会社から持分法適用関連会社へ異動する予定です。本組織再編及び本子会社第三者割当増資により、当社は中長期的には収益性の改善が期待されるものの、平成30年2月22日付けの「(訂正・数値データ訂正)修正後発事象発生に伴う「平成29年12月期決算短信〔日本基準〕(連結)」の一部訂正について」の通り、本組織再編に係る損失1,188百万円並びに当社は独占禁止法の疑いがあるとして調査を受けており、シンガポール及び米国における罰金・制裁金損失の決定額(詳細については「第三部 追完情報 3 臨時報告書の提出 (平成30年2月1日提出の臨時報告書)」を参照ください。)及び弁護士費用を含めた独占禁止法関連損失399百万円を特別損失に計上した影響などから、当社は平成29年12月期連結会計年度末において906百万円の債務超過となり、有価証券上場規程第601条第1項第5号(債務超過)に定める上場廃止基準に係る猶予期間入り銘柄となる見込みです。また、金融機関と締結しておりますシンジケーション方式による金銭消費貸借契約における財務制限条項に抵触していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象ないし状況が存在しております。また、コンデンサ事業は、グローバルに展開する欧米のtier1との取引を主力として車載関連への販売の割合が高く、世界の自動車生産は拡大が見込めることに加え、先進運転支援システムなどによる電装化率上昇や環境対応ニーズの高まりからPHVやEV車の増加により、コンデンサ製品の需要拡大が続いていることから今後の成長が見込める一方で、その需要を取り込み、車載向け導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサ及び表面実装タイプ耐振動大形アルミ電解コンデンサや大形アルミ電解コンデンサの増産及び開発投資を実施するための設備投資資金や増産に伴う運転資金の確保が課題となっております。このように、早期の債務超過の解消が必要不可欠な状況であり、財務体質の強化及び今後成長の見込めるコンデンサ事業への設備投資資金や運転資金の確保が課題となっております。

しかしながら、当社を取り巻く現在の経営環境及び当社の財政状態に鑑み、公募増資や金融機関からの借入れによる資金調達は極めて厳しい状況にあります。早期の債務超過の解消が必要不可欠であるため資本性の資金調達が必要であるという当社が置かれた状況を勘案いたしますと、これらに要する資本性の資金を機動的に調達できる手段としては、第三者割当の方法が最善の手段であると判断し、当社の筆頭株主でありコンデンサ事業において資本業務提携をおこなっている太陽誘電と協議・交渉をして参りました。

太陽誘電は、積層セラミックコンデンサやインダクタ、モバイル通信用デバイス(FBAR/SAW)、回路製品などを中心とした事業展開を行っており、それらの商品は主に、スマートフォンやパソコンなどのさまざまなIT、エレクトロニクス機器に搭載されています。特に、近年は、さらなる広がりや成長が期待されている自動車、産業機器、ヘルスケア、環境エネルギー市場における採用強化を目指した事業展開にも注力しています。

平成26年11月14日、当社と太陽誘電はグローバルに車載関連、産業機器、環境エネルギー市場向けビジネスを加速していくに当たり、製品及び販路における補完関係が強い太陽誘電との間で、資本業務提携契約を締結して、太陽誘電は当社のA種優先株式15,000,000株(平成27年12月16日付けで、太陽誘電が普通株式への転換請求権を行使したことにより、当該A種優先株式は全て普通株式15,000,000株に転換され、太陽誘電は当該普通株式を継続して保有しております。)を日本産業第二号投資事業有限責任組合及び日本産業第二号パラレル投資事業有限責任組合から株式譲渡により取得しました。また、両社は、今後成長が見込まれる車載関連、産業機器、環境エネルギー市場に向けた電気二重層コンデンサ(以下、「EDLC」)やリチウムイオンキャパシタの生産や資材調達協力、技術・生産ノウハウの共有化、相互協力による販売拡大などにおいて協力し、市場競争力の向上と事業拡大に取り組んでまいりました。

かかる両社のシナジー効果をさらに加速させ、一層の収益力の拡大とそれに伴う企業価値拡大を達成するためには、両社の間で中長期的且つ、全社的な共通戦略をベースに業務推進を行うことが必要であり、そのためには、両社間の資本関係をより一層強固なものとするのが最も有効な手段であるとの結論に達しました。

早期の債務超過解消及び財務体質の強化並びに設備投資資金及び運転資金の確保が必要な状況の下、財政状態の改善だけでなく事業面でのシナジー効果から収益力の改善による企業価値向上にも資することが見込める、太陽誘電を割当予定先として選定し、平成30年2月26日付で新たに資本業務提携契約(以下、「本資本業務提携契約」という。)を締結しました

本資本業務提携契約につきましては、以下の内容にて平成30年2月26日付けで締結する予定です。

<以下略>

<訂正後>

a. 割当予定先の概要	名称	太陽誘電株式会社	
	本店の所在地	東京都中央区京橋 2 丁目 7 番19号	
	届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第76期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) 平成29年6月29日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第77期第1四半期 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日) 平成29年8月9日 関東財務局長に提出 事業年度第77期第2四半期 (自平成29年7月1日 至平成29年9月30日) 平成29年11月14日 関東財務局長に提出 事業年度第77期第3四半期 (自平成29年10月1日 至平成29年12月31日) 平成30年2月14日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	15,000,000株
	人事関係	社外取締役1名の派遣を受けている	
	資金関係	該当事項なし	
	技術又は取引等の関係	アルミ電解コンデンサ、電機二重層コンデンサなどの当社の製品を太陽誘電の販売網を利用して販売しております。	

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係は平成30年2月26日現在におけるものです。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、コンデンサ事業とプリント回路事業を営んでおります。コンデンサ事業は、安定した収益を継続的に計上しているものの、プリント回路事業におきましては、価格競争の激化、原材料価格の上昇や、海外工場における生産設備のトラブルなどから、営業赤字が継続しており、抜本的な収益改善が喫緊の課題となっております。こうしたプリント回路事業の不振を起因とする厳しい収益性からの脱却を目指し、平成30年2月22日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるエルナープリントドサーキット株式会社(以下、「EPC」という。)及びEPCの子会社であるELNA PCB (M) SDN. BHD. が営むプリント配線板の製造・販売事業(以下、「対象事業」という。)に関して、当社とGLOBAL BRANDS MANUFACTURE LIMITED(以下、「GBM」という。)との間で業務提携・協力関係を構築し、合弁事業化することを目的として、合弁事業の対象となる事業をEPCに集約するため、当社にて運営する対象事業の販売部門及び当社が保有・管理する滋賀不動産に関連する資産債務を、EPCに承継させる吸収分割(以下、「本会社分割」という。)、及びEPCが運営する白河工場に係る資産債務並びにエルナー松本株式会社における株式を、当社に承継させる吸収分割(以下、「本会社分割」といい、本会社分割、本会社分割を併せて「本組織再編」という。)を実施した後、EPCがGBMを引受先とする第三者割当増資(以下、「本子会社第三者割当増資」という。)を行うことを決議し、平成30年3月29日定時株主総会において承認されました(詳細については、平成30年2月22日付けの「プリント配線板事業の合弁事業化を目的としたグループ内の組織再編(子会社との吸収分割)及び連結子会社の異動を伴う子会社による第三者割当増資に関するお知らせ」及び平成30年2月22日提出の臨時報告書を参照ください。)。本子会社第三者割当増資により、EPCは、当社の連結子会社から持分法適用関連会社へ異動する予定です。本組織再編及び本子会社第三者割当増資により、当社は中長期的には収益性の改善が期待されるものの、平成30年2月22日付けの「(訂正・数値データ訂正)修正後発事象発生に伴う「平成29年12月期決算短信〔日本基準〕(連結)」の一部訂正について」の通り、本組織再編に係る損失1,188百万円並びに当社は独占禁止法の疑いがあるとして調査を受けており、シンガポール及び米国における罰金・制裁金損失の決定額(詳細については平成30年2月1日提出の臨時報告書を参照ください。))及び弁護士費用を含めた独占禁止法関連損失399百万円を特別損失に計上した影響などから、当社は平成29年12月期連結会計年度末において906百万円の債務超過となり、有価証券上場規程第601条第1項第5号(債務超過)に定める上場廃止基準に係る猶予期間入り銘柄となる見込みです。また、金融機関と締結しておりますシンジケーション方式による金銭消費貸借契約における財務制限条項に抵触していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象ないし状況が存在しております。また、コンデンサ事業は、グローバルに展開する欧米のtier1との取引を主力として車載関連への販売の割合が高く、世界の自動車生産は拡大が見込めることに加え、先進運転支援システムなどによる電装化率上昇や環境対応ニーズの高まりからPHVやEV車の増加により、コンデンサ製品の需要拡大が続いていることから今後の成長が見込める一方で、その需要を取り込み、車載向け導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサ及び表面実装タイプ耐振動大形アルミ電解コンデンサや大形アルミ電解コンデンサの増産及び開発投資を実施するための設備投資資金や増産に伴う運転資金の確保が課題となっております。このように、早期の債務超過の解消が必要不可欠な状況であり、財務体質の強化及び今後成長の見込めるコンデンサ事業への設備投資資金や運転資金の確保が課題となっております。

しかしながら、当社を取り巻く現在の経営環境及び当社の財政状態に鑑み、公募増資や金融機関からの借入れによる資金調達は極めて厳しい状況にあります。早期の債務超過の解消が必要不可欠であるため資本性の資金調達が必要であるという当社が置かれた状況を勘案いたしますと、これらに要する資本性の資金を機動的に調達できる手段としては、第三者割当の方法が最善の手段であると判断し、当社の筆頭株主でありコンデンサ事業において資本業務提携をおこなっている太陽誘電と協議・交渉をして参りました。

太陽誘電は、積層セラミックコンデンサやインダクタ、モバイル通信用デバイス(FBAR/SAW)、回路製品などを中心とした事業展開を行っており、それらの商品は主に、スマートフォンやパソコンなどのさまざまなIT、エレクトロニクス機器に搭載されています。特に、近年は、さらなる広がりや成長が期待されている自動車、産業機器、ヘルスケア、環境エネルギー市場における採用強化を目指した事業展開にも注力しています。

平成26年11月14日、当社と太陽誘電はグローバルに車載関連、産業機器、環境エネルギー市場向けビジネスを加速していくに当たり、製品及び販路における補完関係が強い太陽誘電との間で、資本業務提携契約を締結して、太陽誘電は当社のA種優先株式15,000,000株(平成27年12月16日付けで、太陽誘電が普通株式への転換請求権を行使したことにより、当該A種優先株式は全て普通株式15,000,000株に転換され、太陽誘電は当該普通株式を継続して保有しております。)を日本産業第二号投資事業有限責任組合及び日本産業第二号パラレル投資事業有限責任組合から株式譲渡により取得しました。また、両社は、今後成長が見込まれる車載関連、産業機器、環境エネルギー市場に向けた電気二重層コンデンサ(以下、「EDLC」)やリチウムイオンキャパシタの生産や資材調達協力、技術・生産ノウハウの共有化、相互協力による販売拡大などにおいて協力し、市場競争力の向上と事業拡大に取り組んでまいりました。

かかる両社のシナジー効果をさらに加速させ、一層の収益力の拡大とそれに伴う企業価値拡大を達成するためには、両社の間で中長期的且つ、全社的な共通戦略をベースに業務推進を行うことが必要であり、そのためには、両社間の資本関係をより一層強固なものとするのが最も有効な手段であるとの結論に達しました。

早期の債務超過解消及び財務体質の強化並びに設備投資資金及び運転資金の確保が必要な状況の下、財政状態の改善だけでなく事業面でのシナジー効果から収益力の改善による企業価値向上にも資することが見込める、太陽誘電を割当予定先として選定し、平成30年2月26日付で新たに資本業務提携契約(以下、「本資本業務提携契約」という。)を締結しました

本資本業務提携契約につきましては、以下の内容にて平成30年2月26日付けで締結いたしました。

<以下略>

3 【発行条件に関する事項】

発行価格の算定根拠及びその具体的内容

<訂正前>

当社の現在の状況は、コンデンサ事業はグローバルに展開する欧米のtier1との取引を主力として車載関連への販売の割合が高く、同業他社に比しても高い営業利益率と安定した利益を継続的に計上しております。一方で、プリント回路事業の業績不振による赤字及びコンデンサ事業における独占禁止法に係る弁護士費用や課徴金の特別損失の計上などにより5期連続の最終赤字を計上しています。加えて、平成30年2月22日付けの「(訂正・数値データ訂正)修正後発事象発生に伴う「平成29年12月期決算短信〔日本基準〕(連結)の一部訂正について」の通り今後の収益の抜本的な改善を図るためのプリント回路事業の組織再編に伴う多額の損失を計上するため、当社は債務超過となり、当社株式は上場廃止の猶予期間入りしており、早急な自己資本の改善が必要な状況となっております。更に、当社は独占禁止法の疑いがあるとして、当社を含め対象となったコンデンサ製造販売会社が調査を受けており、シンガポール及び米国における罰金・制裁金損失が決定しております。台湾においては決定額に対し不服裁判所へ申立てを行い係争中であり、今後も本件に係る複数の国において賠償金や、それに関する弁護士費用の負担などの損失が発生する恐れがあります。

かかる状況下、当社の筆頭株主である太陽誘電に対し、プリント回路事業の再編後のコンデンサ事業の計画を提示・説明するとともに、平成29年12月中旬に本第三者割当増資に係る資本支援を要請いたしました。当該要請後、太陽誘電は平成30年1月11日より、当社に係る限定的なデュー・デリジェンスを行い、プリント配線板事業の組織再編(詳細については、平成30年2月22日付けの「プリント配線板事業の合併事業化を目的としたグループ内の組織再編(子会社との吸収分割)及び連結子会社の異動に伴う子会社による第三者割当増資に関するお知らせ」及び「第三部 追完情報 3 臨時報告書の提出 (平成30年2月22日提出の臨時報告書)」を参照ください。)後の当社の事業価値及び当社との資本業務提携によるシナジー効果を高く評価しているものの、当社が債務超過であること並びに今後のコンデンサ事業の拡大の為に設備投資資金・運転資金といったコスト負担が生じることに加え、独占禁止法関連の損失の発生リスクが存在することを踏まえ、平成30年2月13日、本組織再編の条件如何によって提案価額に変動がありうることを前提に、当社に対して1株あたり60円ないし70円の発行価額にて総額50億円程度の引受けを行うことを検討している旨の初期的な提案を行いました。その後、本組織再編において、EPCが承継する権利義務及び当社が承継する権利義務その他の条件等が明らかとなったことに伴い、平成30年2月22日、一株当たり65円とする最終提案を受けました。当社としては、太陽誘電以外に同程度の規模の増資の引受け先が存在せず他に現実的なより良い資金調達方法はないこと、太陽誘電に新株式の引受けがなされなければ債務超過の解消が困難であり、ひいては上場廃止となる懸念も否定できないこと、増資により運転資金を確保することで事業を継続することが可能となること、当社において金融機関等からの与信力の向上が期待できること、コンデンサ事業に積極的な設備投資を行うことで企業価値の向上も望めること等を総合的に勘案した結果、当該発行価額による第三者割当増資の実行には合理性があり、株主の皆様のご理解が得られるものと判断し発行価額1株当たり65円として第三者割当を行うことを決定致しました。

なお、本株式の発行価額については、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日の終値101円からディスカウント率35.64%(小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同様です。)、直前営業日までの過去1ヶ月間の終値の平均値110円(円未満切上げ)からディスカウント率40.91%、直前営業日までの過去3ヶ月間の終値の平均値117円(円未満切上げ)からディスカウント率44.44%、直前営業日までの過去6ヶ月間の終値の平均値117円(円未満切上げ)からディスカウント率44.44%となり、有利発行に該当すると判断されることから、平成30年3月29日開催予定の本定時株主総会において、本株式の発行に関する議案について、特別決議による承認を得ることを条件としております。

<訂正後>

当社の現在の状況は、コンデンサ事業はグローバルに展開する欧米のtier1との取引を主力として車載関連への販売の割合が高く、同業他社に比しても高い営業利益率と安定した利益を継続的に計上しております。一方で、プリント回路事業の業績不振による赤字及びコンデンサ事業における独占禁止法に係る弁護士費用や課徴金の特別損失の計上などにより5期連続の最終赤字を計上しています。加えて、平成30年2月22日付けの「(訂正・数値データ訂正)修正後発事象発生に伴う「平成29年12月期決算短信〔日本基準〕(連結)の一部訂正について」の通り今後の収益の抜本的な改善を図るためのプリント回路事業の組織再編に伴う多額の損失を計上するため、当社は債務超過となり、当社株式は上場廃止の猶予期間入りしており、早急な自己資本の改善が必要な状況となっております。更に、当社は独占禁止法の疑いがあるとして、当社を含め対象となったコンデンサ製造販売会社が調査を受けており、シンガポール及び米国における罰金・制裁金損失が決定しております。台湾においては決定額に対し不服裁判所へ申立てを行い係争中であり、今後も本件に係る複数の国において賠償金や、それに関する弁護士費用の負担などの損失が発生する恐れがあります。

かかる状況下、当社の筆頭株主である太陽誘電に対し、プリント回路事業の再編後のコンデンサ事業の計画を提示・説明するとともに、平成29年12月中旬に本第三者割当増資に係る資本支援を要請いたしました。当該要請後、太陽誘電は平成30年1月11日より、当社に係る限定的なデュー・デリジェンスを行い、プリント配線板事業の組織再編(詳細については、平成30年2月22日付けの「プリント配線板事業の合併事業化を目的としたグループ内の組織再編(子会社との吸収分割)及び連結子会社の異動に伴う子会社による第三者割当増資に関するお知らせ」及び平成30年2月22日提出の臨時報告書を参照ください。)後の当社の事業価値及び当社との資本業務提携によるシナジー効果を高く評価しているものの、当社が債務超過であること並びに今後のコンデンサ事業の拡大の為に設備投資資金・運転資金といったコスト負担が生じることに加え、独占禁止法関連の損失の発生リスクが存在することを踏まえ、平成30年2月13日、本組織再編の条件如何によって提案価額に変動がありうることを前提に、当社に対して1株あたり60円ないし70円の発行価額にて総額50億円程度の引受けを行うことを検討している旨の初期的な提案を行いました。その後、本組織再編において、EPCが承継する権利義務及び当社が承継する権利義務その他の条件等が明らかとなったことに伴い、平成30年2月22日、一株当たり65円とする最終提案を受けました。当社としては、太陽誘電以外に同程度の規模の増資の引受先が存在せず他に現実的なより良い資金調達方法はないこと、太陽誘電に新株式の引受けがなされなければ債務超過の解消が困難であり、ひいては上場廃止となる懸念も否定できないこと、増資により運転資金を確保することで事業を継続することが可能となること、当社において金融機関等からの与信力の向上が期待できること、コンデンサ事業に積極的な設備投資を行うことで企業価値の向上も望めること等を総合的に勘案した結果、当該発行価額による第三者割当増資の実行には合理性があり、株主の皆様のご理解が得られるものと判断し発行価額1株当たり65円として第三者割当を行うことを決定致しました。

なお、本株式の発行価額については、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日の終値101円からディスカウント率35.64%(小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同様です。)、直前営業日までの過去1ヶ月間の終値の平均値110円(円未満切上げ)からディスカウント率40.91%、直前営業日までの過去3ヶ月間の終値の平均値117円(円未満切上げ)からディスカウント率44.44%、直前営業日までの過去6ヶ月間の終値の平均値117円(円未満切上げ)からディスカウント率44.44%となり、有利発行に該当すると判断されることから、平成30年3月29日開催の本定時株主総会において、本株式の発行に関する議案について、特別決議による承認を得ております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

<訂正前>

当社は、財務体質の強化、収益力の改善を果たし、上場廃止の回避を実現することが喫緊の課題であり、本第三者割当増資の実行により課題の解決及び将来的な株主価値の向上を図るものと考え、本第三者割当増資の必要性について取締役会において審議いたしました。その結果、割当予定先から出資を得て、債務超過を解消し、上場廃止の回避を果たすと同時に収益力の改善を行うことで、既存株主の皆様の利益保護につながるものであり、本第三者割当増資の実行は、企業価値及び株主価値の最大化を図る上で、必要不可欠かつ合理的であるとの判断に至りました。

なお、本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上となるものであるため、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した第三者からの意見入手又は株主意思確認手続きが必要となります。

そのため、当社は平成30年3月29日開催予定の当社定時株主総会に本第三者割当増資に係る議案を付議することを決定し、上記の株主意思確認手続きを実施いたします。

<訂正後>

当社は、財務体質の強化、収益力の改善を果たし、上場廃止の回避を実現することが喫緊の課題であり、本第三者割当増資の実行により課題の解決及び将来的な株主価値の向上を図るものと考え、本第三者割当増資の必要性について取締役会において審議いたしました。その結果、割当予定先から出資を得て、債務超過を解消し、上場廃止の回避を果たすと同時に収益力の改善を行うことで、既存株主の皆様の利益保護につながるものであり、本第三者割当増資の実行は、企業価値及び株主価値の最大化を図る上で、必要不可欠かつ合理的であるとの判断に至りました。

なお、本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上となるものであるため、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した第三者からの意見入手又は株主意思確認手続きが必要となります。

そのため、当社は平成30年3月29日開催の当社定時株主総会に本第三者割当増資に係る議案を付議し、承認を得ております。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

<訂正前>

後記「第四部組込情報」の有価証券報告書(第81期)及び四半期報告書(第82期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、以下に記載した事項を除き、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年2月26日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下に記載した事項を除き、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成30年2月26日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

<以下略>

<訂正後>

後記「第四部組込情報」の有価証券報告書(第82期)(以下「有価証券報告書」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年3月30日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年3月30日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 資本金の増減

<訂正前>

2 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第81期)に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況
1 株式等の状況 (5) 発行済み株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、当該有価証券報告書の提出日(平成29年3月30日)以降、本有価証券届出書提出日(平成30年2月26日)までの間において、以下のとおり変化しておりま
す。

<以下略>

<訂正後>

2 資本金の増減の全文削除

3 臨時報告書の提出

< 訂正前 >

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第81期事業年度)の提出日(平成29年3月30日)以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年3月26日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成29年3月31日提出の臨時報告書)

< 中略 >

(平成29年4月7日提出の臨時報告書)

< 中略 >

(平成29年5月12日提出の臨時報告書)

< 中略 >

(平成29年8月10日提出の臨時報告書)

< 中略 >

(平成29年8月25日提出の臨時報告書)

< 中略 >

(平成29年11月13日提出の臨時報告書)

< 中略 >

(平成30年2月1日提出の臨時報告書)

< 中略 >

(平成30年2月9日提出の臨時報告書)

< 中略 >

(平成30年2月22日提出の臨時報告書)

< 中略 >

(平成30年3月23日提出の臨時報告書)

< 中略 >

<訂正後>

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第82期事業年度)の提出日(平成30年3月30日)以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年3月30日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成30年3月30日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成30年3月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年3月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 吸収分割契約承認の件

吸収分割の方法により、当社にて運営するプリント配線板の製造・販売事業の販売部門及び当社が保有・管理する滋賀不動産に関連する資産債務を、当社の完全子会社であるエルナープリントドサーキット株式会社に承継させることを記載した吸収分割契約を締結することを承認する。

第2号議案 子会社第三者割当増資承認の件

当社の完全子会社であるエルナープリントドサーキット株式会社が、GLOBAL BRANDS MANUFACTURE LIMITEDを引受先とする第三者割当増資を行うことを記載した株式引受契約を両社との間で締結することを承認する。

第3号議案 第三者割当による募集株式発行の件

太陽誘電株式会社との間で同社を割当先とする第三者割当による募集株式発行を承認する。

第4号議案 取締役5名選任の件

取締役として、山崎真哉氏、安藤正直氏、村田健一郎氏、福田智光氏、篠原英美氏の5名を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 吸収分割契約承認の件	44,414	421	0	(注) 1	可決 99.0
第2号議案 子会社第三者割当増資 承認の件	44,412	423	0	(注) 1	可決 99.0
第3号議案 第三者割当による募集 株式発行の件	44,414	421	0	(注) 1	可決 99.0
第4号議案 取締役5名選任の件					
山崎眞哉	44,361	474	0		可決 98.9
安藤正直	44,360	475	0		可決 98.9
村田健一郎	44,357	478	0	(注) 2	可決 98.9
福田智光	44,343	492	0		可決 98.9
篠原英美	44,356	479	0		可決 98.9

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上

臨時報告書の提出の番号変更

4 最近の業績の概要

<訂正前>

4 最近の業績の概要

平成30年2月9日開催の取締役会において承認された後に、平成30年2月22日に修正された平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

<以下略>

<訂正後>

4 最近の業績の概要の全文削除

第四部 【組込情報】

<訂正前>

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第81期)	自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日	平成29年3月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第82期第3四半期)	自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日	平成29年11月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

<訂正後>

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第82期)	自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日	平成30年3月30日 関東財務局長に提出
---------	----------------	------------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年3月29日

エルナー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 岸 聡指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 野 祐 平

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエルナー株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エルナー株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象1.に記載されているとおり、会社は、平成30年2月22日開催の取締役会において、子会社であるエルナープリントドサーキット株式会社の第三者割当による新株式の発行を決議し、平成30年3月29日開催の定時株主総会において子会社の新株式発行に係る議案を承認可決している。
2. 重要な後発事象2.に記載されているとおり、会社は、平成30年2月22日開催の取締役会において、子会社であるエルナープリントドサーキット株式会社及び会社のプリント回路事業の会社分割を決議し、平成30年3月29日開催の定時株主総会において会社分割に係る議案を承認可決している。
3. 重要な後発事象3.に記載されているとおり、会社は、平成30年2月26日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、平成30年3月29日開催の定時株主総会において新株式発行に係る議案を承認可決している。
4. 重要な後発事象4.に記載されているとおり、会社は、平成30年3月23日に欧州委員会(European Commission)から欧州競争法違反に係る制裁金の支払を課す決定通知を受領している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、エルナー株式会社の平成29年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、エルナー株式会社が平成29年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月29日

エルナー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 岸 聡指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 野 祐 平

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエルナー株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第82期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エルナー株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 1．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年2月22日開催の取締役会において、子会社であるエルナープリントドサーキット株式会社の第三者割当による新株式の発行を決議し、平成30年3月29日開催の定時株主総会において子会社の新株式発行に係る議案を承認可決している。
- 2．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年2月22日開催の取締役会において、子会社であるエルナープリントドサーキット株式会社及び会社のプリント回路事業の会社分割を決議し、平成30年3月29日開催の定時株主総会において会社分割に係る議案を承認可決している。
- 3．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年2月26日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、平成30年3月29日開催の定時株主総会において新株式発行に係る議案を承認可決している。
- 4．重要な後発事象4．に記載されているとおり、会社は、平成30年3月23日に欧州委員会(European Commission)から欧州競争法違反に係る制裁金の支払を課す決定通知を受領している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。